

事業所指定業務

監査指導部 指定担当



目次

1. 電子申請届出システム
2. 指定申請等の様式変更
3. 処遇改善加算等
4. 手続きガイド
5. 業務管理体制の届出
6. メールアドレスの登録



1. 電子申請届出システム

- ・厚生労働省が全国的に導入を進めているシステム
- ・神戸市では昨年4月から本格運用を開始
 - ⇒ 新規申請、更新、変更、加算等の届出を
即時に、ペーパーレスで行うことが可能に
 - ※紙書類による提出も引き続き受付可
- ・詳しくは別紙のチラシをご覧ください



1. 電子申請届出システム

◆利用開始にあたって

- デジタル庁が発行する「**GビズID**」が必要
- 「**プライム**」「**メンバー**」は利用可能、「**エントリー**」では利用不可
- 申込には、所定の申請書と印鑑証明書が必要（郵送申請）
- 申込から審査完了までに1～2週間程度
⇒ システム利用にあたり、早めの申込をご検討ください

【参考】 GビズIDホームページ <https://gbiz-id.go.jp/top/>



1. 電子申請届出システム

◆完全ペーパーレス化に向けて

①登記情報提供サービス ※有料

- ・発行された照会番号の報告により、登記事項証明書は不要

<https://www1.touki.or.jp/>

②キャッシュレス決済

- ・審査手数料（新規、更新時）のクレジットカード払等が可能に

新規 <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/28869d64-87e5-4037-ae67-56d971603633/start>

更新 <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/16192195-9659-42f3-b458-4a8f090ca5d2/start>



1. 電子申請届出システム

◆デモ環境

- ・ システムの操作感を確認することができます
- ・ GビズIDを持っていなくても使用できます

<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

【参考】 神戸市ホームページ「電子申請届出システム」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/shitei/densisinseitodokedesystem.html>



2. 指定申請等の様式変更

- ・介護保険法施行規則の改正により、指定申請、更新、変更届等は厚生労働大臣が定める全国共通の様式に変更
⇒令和6年4月1日以降に提出する手続は、原則新様式でご提出ください。

【参考】神戸市ホームページ（指定・届出関係の各種手続）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/index.html>



3. 処遇改善加算等

- ・ 令和6年度計画書は、4月15日〆切（予定）
- ・ 新加算の創設に伴う手続については、別途案内

※制度・様式が大幅に変更となるため、必ず最新の情報を
確認のうえ手続を行ってください

【参考】神戸市ホームページ（処遇改善加算のページ）

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/sogojigyo_todokede/syoguukasan.html



3. 処遇改善加算等

- ・その他、令和6年度報酬改定に伴い
新たに届出が必要となる加算等の届出方法については
別途お知らせします（3月下旬頃予定）

【参考】神戸市ホームページ（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/kyufuhi_todokede/index.html



4. 手続きガイド

- ・ 質問に答えることで、更新・変更手続きに必要な書類を一覧表示、一括ダウンロードも可能

【更新申請】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-update?area=care-business>

【変更届】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/care-business-change?area=care-business>



5. 業務管理体制の届出

- ・届出を行っていない場合
- ・法人の所在地、代表者などに変更がある場合
- ・すべての介護事業を廃止した場合

} 届出が必要

⇒ 「業務管理体制の整備に関する届出システム」

www.laicomea.org

【参考】 神戸市ホームページ（業務管理体制のページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shidoukansa/gyomukannri-todoke.html>



6. メールアドレスの登録

- ・神戸市からのお知らせを不定期に送信
- ・新規登録、登録変更 ⇒ **変更届**をご提出ください
- ・事業所の共用アドレスでの登録を推奨

【参考】神戸市ホームページ（変更届のページ）

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigo_service/kiteiyoushiki/shinseitodoke/henkou_todoke.html

